

質問	答え
Q. 来年度、育休復帰(就労開始)等を予定しているが、いつ申請したらいいですか？	A. 復帰日(就労開始日)が令和9年4月～8月の方は、令和8年11月1日～20日に申請ができます。 11月に申請しない方や、令和9年9月以降復帰(就労開始)の方は、復帰日の前月1日～15日に申請してください。4月からの利用は11月に申請が必要です。 クラブが利用できるのは育休復帰(就労開始)をする日からです。
Q. 育児休業中であっても、子どもを養育できない事情がある場合には、入会することができますか？	A. ご本人の疾病や同居でない親族を常時介護しており、大人が家庭にすることができない場合等、お子さんの養育ができない特段の事情がある場合には、その事情を鑑みて児童クラブに入会できる場合があります。 一度児童クラブ係へご相談ください。
Q. 4月から母が仕事を始める予定ですが、仕事が始まっていないと申請できませんか？	A. 就労見込みの状態職場から就労見込みの証明書を提出していただければ、申請ができます。 なおその場合、就労開始後に就労証明書の再提出が必要となります。
Q. 仕事が毎日あるわけではないですが、児童クラブは申請できますか？	A. シフト制の場合でも、就労時間を満たしていれば申請できます。 ただし、仕事が休み、あるいは、就労時間を満たしていない日はクラブの利用はできません。
Q. 利用日数が少ないと育成料は安くなりますか？	A. 育成料の日割り計算はしません。入会すると、一日も利用しなくても育成料が発生しますので、ご注意ください。
Q. 引っ越し予定です。住所が決まっていないと申請できませんか？	A. 住所地が確定していれば申請できます。
Q. 就労は14時30分までですが、お迎えが15時を過ぎます。申請できますか？	A. 就労に通勤時間は考慮されません。 通年利用の場合、1、2年生は15時まで、3～6年生は16時までの仕事がないと申請できません。 昼間4時間以上勤務していれば、長期のみの申請はできます。
Q. 入会基準で保護者の「障害を有している」とはどの程度までのことですか？	A. 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～C判定、精神障害者保健福祉手帳1～3級、要介護1～5となります。

Q. 就労証明書に有効期間はありますか？ また、記入事項で注意する点がありますか？	A. 就労証明書は、提出時に証明された日から6か月を超えているものは受付できません。 記入される事項についても、記入された就労日（曜日）・就労時間・勤務形態が不明であるもの、保護者氏名や、証明者（勤め先の責任者）名が未記入なものなども受付できません。 詳細は記入例や記載要領をご確認ください。
Q. 就労証明書は、保育園・こども園入園申請の様式でもいいですか？	A. 就労証明書の様式を保育園等の様式に統一しました。同じもので提出できます。
Q. 就労証明書は、会社で作成してもらった様式のものでもいいですか？	A. こちらの様式の内容が全てあれば、会社の独自の様式で作成された就労証明書でも受付します。
Q. 同じ敷地内ですが、別棟に住んでいる祖父母の就労証明書は必要ですか？	A. 別棟でも同一住所であれば同居の祖父母とみなすため、就労証明書は必要です。
Q. 同一住所の祖父母と同居していますが、世帯分離をしている場合は祖父母の就労証明書は必要ですか？	A. 世帯分離をしても同一住所であれば同居の祖父母とみなすため、就労証明書は必要です。
Q. 申込みは土曜・日曜・祝日は受付してもらえますか？	A. 申請はオンラインのみとなり土・日・祝の受付も可能です。窓口受付はありませんので、ご注意ください。
Q. 児童クラブで申請書類は受付してもらえますか？	A. 令和9年度申請より、申請は全てオンラインのみとなりクラブでの受付はありません。
Q. オンライン申請の入力時間に制限はありますか？	A. 制限時間は利用者ログインまたは、メール認証から20時間です。入力途中でブラウザの戻るボタンを押すと入力したデータは消えてしまうため、全て入力するか、申請時に利用者登録を行うと「一時保存」の機能が利用できるようになります。
Q. オンライン申請を行った場合、「受理された」と確認できる方法がありますか？	A. オンライン申請をされた場合は、入力終了・送信後に「送信完了」のメールが送られます。その後、書類に不備がなければ12月中旬頃に「申請受理」のメールが届きます。 ※このメールは入会決定の通知ではありません
Q. オンライン申請を行った場合、申請後に修正はできますか？	A. 修正箇所のみでの修正はできません。初めからオンラインでの再申請が必要になります。 申請時にアカウント登録してあれば、入力内容の引継ぎができますので、修正箇所を訂正しての再申請が素早くできます。

Q. 口座振替依頼書はどのように提出するのですか？	A. ホームページのweb口座振替受付サービスから申請が可能です。（UFJ銀行は不可。）あんぱ〜く窓口、児童クラブに書類があります。提出はあんぱ〜く、銀行窓口が可能です。
Q. 口座振替は、ネットバンクの利用やカード引き落としはできますか？	A. できません。口座振替依頼書に記載のある金融機関での登録をお願いします。
Q. 残高不足により育成料の引き落としができなかったのですが、翌月にまとめて再度引き落とししてもらえますか？	A. 育成料の再度の引き落としはできません。後日お渡しする納付書（コンビニ振込・スマートフォン決裁アプリ等可）にてお支払いください。
Q. 入会申請後、決定通知はいつ送られますか？	A. 2月中旬発送予定です。 令和9年度内途中入会の決定通知発送は、毎月20日前後です。長期休業期間のみの利用申請の場合の発送は、申請月下旬です。
Q. 土曜日に授業参観があり、翌週月曜日が振替で休校日の場合、振替日に児童クラブは開所していますか？	A. 振替日には、7時30分～19時開所しています。
Q. 通年申請の場合は、長期休業期間も在籍する小学校に入れますか？	A. 長期休業期間中は、通年利用者と長期利用者全ての方で優先順位をつけるため、通年申請でも在籍学校のクラブに入れない場合があります。
Q. 長期休業期間、兄弟が同じ児童クラブに入れないことはありますか？	A. あります。低学年を優先するため、別のクラブになることがあります。
Q. 申請書の長期休業日の入会希望児童クラブ欄で、在籍する小学校の児童クラブを選択すると、在籍する小学校に入れますか？	A. 在籍小学校の児童クラブが定員超過の場合は入れません。
Q. 申請書の長期休業日の入会希望児童クラブ欄で、在籍する小学校の児童クラブのほかの児童クラブを希望するを選択すると在籍小学校にあるクラブの選考から前もって外されるのですか？	A. まず在籍小学校にあるクラブ内での選考をするため、前もって外されることはありません。在籍クラブ以外でも入会を希望される方は、希望クラブを記入するか、全てのクラブを希望するを選んでください。
Q. 申請後に通年から長期、また長期から通年への利用区分の変更はできますか？	A. 利用区分の変更はできません。変更したい場合は、一度申請の取下げか退会をしてから再度申請をしてください。

Q. 長期休業期間の利用申請をした場合、利用期間の変更はできますか？	A. 利用期間を増やすことはできません。 4月の春休みは取りやめできません。 4月春休み以外は「長期利用期間変更届」を出していただければ取りやめできます。 利用する長期休業期間の前月の1日～15日の間に提出してください。 ※変更届を提出しないと、利用がなくても育成料が発生します。ご注意ください。
Q. 就労期間が有期の場合は、就労証明書の再提出が必要ですか？	A. 雇用契約の満了後の更新の有無が、有・有（予定）と就労先の証明があれば、再提出は必要ありません。無・未定の場合は、再提出が必要です。
Q. 11月に申請できなかったら、2次申請期間はありますか？	A. ありません。11月の申請期間を過ぎた後は、5月以降の途中入会申請を4月以降に受付します。
Q. 定員超過の場合の調整方法についてはどのようにしていますか？	A. 定員が超過している場合は、まずは学年が優先となります。その後、同学年の中で入会基準指数の高い方から順に調整します。他クラブに空きがある場合のみ、長期休業期間の他クラブ受け入れをします。（別紙参照）

定員超過の場合の調整方法について

○入会優先順位

1. 学年が低い方
 2. 同じ学年の中で入会基準指数票の指数合計A+Bの高い方
- ※特例により、順位が変動するときがある。

○入会基準指数票

1 こどもの状況について

内 容	指 数
障 害	有(10点)
家庭状況	単親世帯(10点) 祖父母世帯(10点)
特例	児童福祉等の観点から特に調整が必要と市長が認めた場合(適宜)
指数合計(A)	

2 就労・疾病等について

内 容			指 数				
			母	父	祖父	祖母	
(1)	外勤 (自営・自宅外含)	18時以降	10	10	10	10	
		18時まで	9	9	9	9	
		17時半まで	8	8	8	8	
		17時まで	7	7	7	7	
		16時半まで	6	6	6	6	
		16時まで	5	5	5	5	
		15時まで	4	4	4	4	
		14時まで	3	3	3	3	
(2)	一日の就業時間	13時まで	2	2	2	2	
		12時まで	1	1	1	1	
		7時間以上	10	10	10	10	
		6時間半以上7時間未満	9	9	9	9	
		6時間以上6時間半未満	8	8	8	8	
		5時間半以上6時間未満	7	7	7	7	
		5時間以上5時間半未満	6	6	6	6	
		4時間以上5時間未満	4	4	4	4	
(3)	週の労働日数	5日以上	10	10	10	10	
		4日	8	8	8	8	
		3日	6	6	6	6	
		2日	4	4	4	4	
		1日	2	2	2	2	
(4)	疾病等	入院	10	10	10	10	
		心身障害	障害者手帳1級又は2級 療育判定A又はB	8	8	8	8
			障害者手帳3級 療育判定C	7	7	7	7
		病気	常時臥床	6	6	6	6
			家庭で保育できないと医師が判断した場合	3	3	3	3
指 数 合 計							
採用指数(母・父・祖父・祖母の指数で一番低い指数)(B)							

※指数合計の高い点数から優先とする。

指数合計 A+B	
-------------	--

(例)3人が希望しており、児童クラブにあと2人入会できるとき。

	学年	指数合計(A)	母	父	祖父	祖母	採用指数(B)	指数合計 A+B
Aさん	4年生	0	20	28		20	20	20
Bさん	5年生	0	23	27	24		23	23
Cさん	5年生	10	21				21	31

学年が低い方が優先されるので、Aさんは入会となります。

BさんとCさんは同じ学年なので指数合計A+Bを比べます。指数合計(A)と採用指数(B)を合計すると、Cさんの方が指数合計A+Bが高くなります。

これにより、AさんとCさんが入会できます。

○長期休業期間の他クラブ受け入れについて

・他クラブに空きがある場合のみ、長期休業期間の他クラブ受け入れをします。